

長寿医療制度 について

世界一の長寿国、日本の医療費は今後ますます増大します。これまでの制度が限界となる中で、将来にわたり国民皆保険を守り、家族や社会のために長年尽くされた高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにするため、長い議論を経て、若い世代も含めてみんなが納得して支え合う長寿医療制度が導入されました。



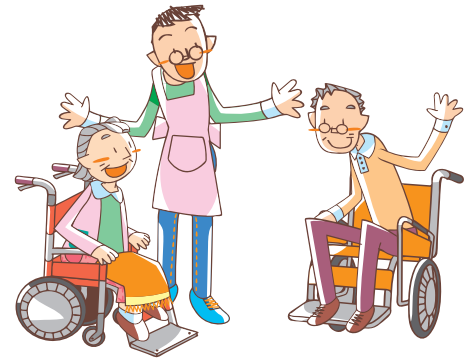
平成20年6月、制度を利用しやすくするため、改善策を決めました。

- ・低所得の方の保険料が軽減されました。
- ・年金からの引き落としだけでなく、保険料は、手続きにより、口座振替もできるようになりました。
- ・市区町村において、高齢者の方々からの保険料などの相談を更にきめ細かく行うことになりました。

被保険者

75 歳以上の方

65 歳から 74 歳で一定の障害がある方
(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)



保険料の納め方

月額 1 万 5 千円以上の年金をもらっている方は、窓口に出向いて納めていただく手間をかけないため、原則として、2 か月ごとに払われる年金から 2 か月分の保険料をお支払いいただきます。

ただし、長寿医療の保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分以上を超える場合、納付書等でお支払いいただきます。

20 年 6 月に決定された改善策



次の場合は、市区町村で手続きいただくと、口座振替で納められるようになりました。なお、手続きには 2 ヶ月程度かかります。

- ①これまで 2 年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった方ご本人が、口座振替で支払う場合
- ②世帯主・配偶者が、本人（年金 180 万円未満の方）に代わって納める場合

(注) 世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。社会保険料控除については、税務署又はお住まいの市区町村へ問い合わせ下さい。

保険料額

お一人おひとりに、所得に応じ、公平に保険料を負担いただきます。

これまで国民健康保険に加入されていた方は、保険料は、長寿医療制度の保険料に切り替わります。

サラリーマンの夫やお子さんに扶養されていた方は、初めて負担いただくこととなりますので、9月までゼロ、10月から21年3月末まで月額約350円（全国平均）に軽減^(※)されます。

(※) 平成21年度以後の扱いは、今後、検討される予定です。

保険料 = 一人当たりの定額の保険料 + 所得に応じた保険料
(均等割) (所得割)

世帯の所得が低い方は、7割、5割又は2割が軽減されます

20年6月に決定された改善策

一人当たり定額の保険料

基礎年金だけで暮らしておられるような所得が低い世帯の方は、9割を軽減

(注) 今年度は、7割軽減の方で、8月まで年金から保険料を納めている方は、10月から今年度末まで、保険料を年金からお支払いいただくことになります。納付書により納めている方も同様に軽減します。

所得に応じた保険料

住民税非課税のような所得の低い方（年金収入で153万円から211万円まで）は、半分程度に軽減

医療費の負担



これまでどおり、原則として、若い世代よりも軽い1割の負担で、病院などで医療が受けられます。

	病院等での利用者負担
長寿医療制度の被保険者	1割 (注)
若い世代	3割

(注) 若い世代並みに所得のある方は3割

医療保険の利用者負担が高い場合、限度額（月額）を超える額が払い戻されます。

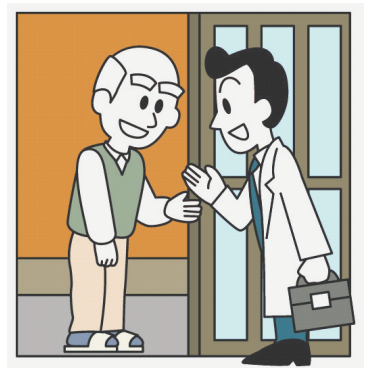
	病院等での利用者負担の限度額
長寿医療の被保険者	44,400円 (外来12,000円) (注)
若い世代	80,100円+1%

(注) 低所得の方は、限度額が更に下がり、高所得の方は、若い世代と同じになります。金額は1月当たりの世帯単位の限度額。外来は1月当たりの個人単位の限度額。

また、医療保険と介護保険の利用者負担の合計額が高い場合も、限度額（年額）を超える額が払い戻されます。

医療サービス

ご自身の担当医を持つかどうか選ぶことができます。



お医者さんや看護師さん、歯医者さんや薬剤師さんによる家庭への訪問が充実するなど、より丁寧な医療が受けられるようになります。

**我が国は、国民皆保険により、
世界最高の長寿、医療水準を実現**

		日本	米国	英国
健康寿命	男性	72歳	67歳	69歳
	女性	78歳	71歳	72歳

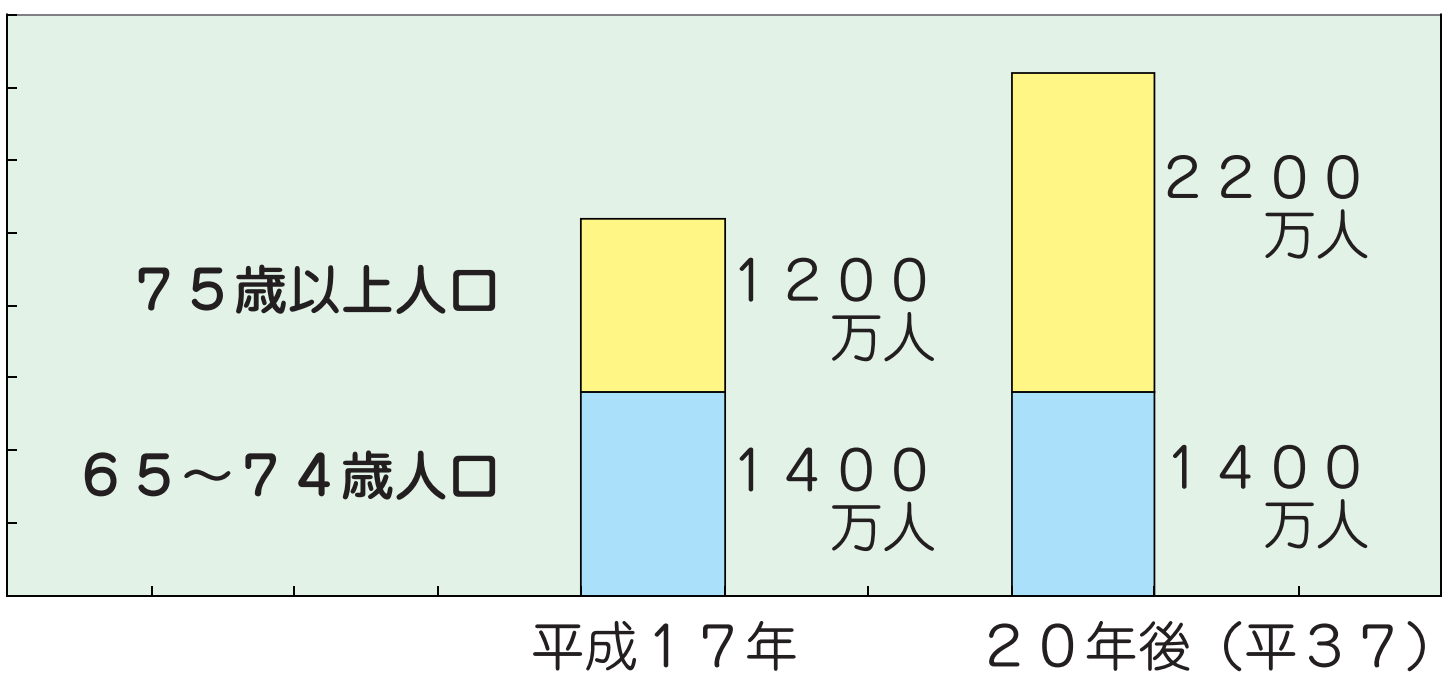
※ 寝たきりにならず、日常生活を自立して元気に過ごせる期間

出典：WHO世界保健機関

医療機関を自由に選ぶこともできます。
誰もが保険証1枚で医療を受けられるこの仕組みを
子・孫の世代まで引き継いでいきましょう。

なぜ新しい仕組みが必要なのか

(1) 今後、少子高齢化が進んで、医療費が増大していきます。

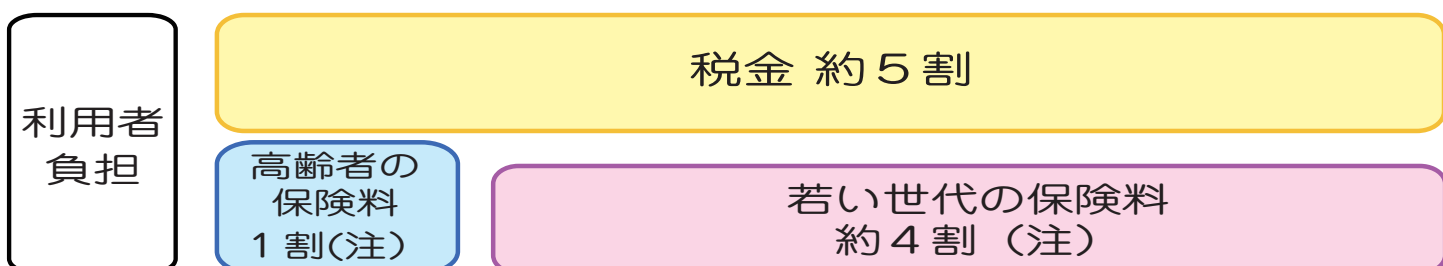


出典：平成18年人口(中位)推計

(2) 長寿医療制度は、長い議論を経て誕生しました。

昭和48年に老人医療費を無料化しましたが、国保の財政が厳しくなり、昭和58年、老人保健制度ができました。その後、長寿化が進み、若い世代の老人保健制度への支払いが増えていく中で、この仕組みでは、「高齢者の保険料と、若い世代の保険料が分けられておらず、それぞれ、高齢者の医療費のどの部分を賄うのか、わかりにくい」との批判が高まりました。そこで、高齢者の医療を国民みんなで支えるため、「税金で5割、若い世代の保険料4割、高齢者の保険料1割」という、分かりやすい仕組みとしました。

昭48	昭58	平9	平12	平14	平18
老人医療費の無料化(70歳)	老人保健制度を制定	政府や与党にて新しい制度の検討を開始	新しい制度の検討を国会で決議	老人保健制度の対象を引上げ(70歳→75歳に)(平19)	長寿医療制度を制定
	・高齢者の多い国保の運営厳しく	・若い世代(健保組合)の老人保健制度への支払いが増大			



(注) 若い世代が減少することを踏まえ若い世代と高齢者世代の均衡を図り、2年に1度、見直し

長寿医療制度について、分からないこと、困ったことがあれば、まずお住まいの市区町村の窓口にご相談ください

- 市区町村の窓口は、保険料の額、支払い方などのお尋ねや、生活にお困りの方の保険料の納付相談などにきめ細かに対応いたします。
- みなさまの保険料や給付額を最終的に決定するのは、都道府県ごとに設けられた広域連合が行います。市区町村の窓口でわからない等の場合には、広域連合が市区町村と連携をとって対応いたします。